

青森市子ども・子育て会議の役割について

平成27年11月30日

1 国・青森市子ども・子育て会議及び児童福祉専門分科会の主な役割について

国子ども・子育て会議	青森市	
	健康福祉審議会 児童福祉専門分科会	子ども・子育て会議
①子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議する。(市町村・都道府県子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項などを規定する基本指針を検討)		①「青森市子ども・子育て支援事業計画」を策定・変更する際に意見を述べる。
②子ども・子育て支援法等によりその権限に属させられた事項について、意見を述べる。 (具体例) a: 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確認(=利用定員を設定し、施設型給付費等が支払われる立場となる)を行うために市町村が定める条例の基準を検討 b: 幼保連携型認定こども園、地域型保育事業の認可を行うために都道府県等が定める条例の基準を検討	①確認を受けた特定教育・保育施設等が守るべき運営に関する基準条例について調査審議する。 ②幼保連携型認定こども園等を認可するための基準条例について調査審議する。 ③幼保連携型認定こども園等の設置認可をする際に意見を述べる。	②市が特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の利用定員を定める際に意見を述べる。 ③市が特定地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育等)の利用定員を定める際に意見を述べる。
③国の子ども・子育て支援に関する施策の実施状況について調査審議する。(今後実施見込)		④市の子ども・子育て支援事業計画に関し必要な事項及び当該計画の実施状況について調査審議する。

※健康福祉審議会児童福祉専門分科会は、社会福祉法に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議することとされており、今年度は、主に(仮称)青森市子ども総合計画(青森市子ども・子育て支援事業計画の上位計画)の策定について、調査審議している。

2 今後の会議の主な役割について

(1) 「青森市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況について調査審議いただき、見直す際に意見をいただく。

⇒計画の実施状況として、計画上定めた需要(量の見込み)に対し、供給(定員や入所者数)が充足しているか等。

(2) 施設等の新規設置又は類型の変更に伴う認可・認定に当たり、確認を受ける場合の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用定員を設定する際に意見をいただく。

⇒特定教育・保育施設(認定こども園、新制度に移行した幼稚園、保育所)、特定地域型保育事業(小規模保育事業等)の利用定員が、需給状況を踏まえて適切か。